企画４－１

不利益処分の内容	分担金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例第３条		
担　当　課	情報政策課	処分権者	市　長
設　定　日	平成 16 年 11 月１日		

処分基準を設定しない理由

条例第２条各号に掲げる事業ごとに、総合的に判断するため、処分基準は設定しない。

企画４－２

不利益処分の内容	分担金の分割納付及び徴収延期の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例第７条		
担　当　課	情報政策課	処分権者	市　長
設　定　日	平成 16 年 11 月１日		

処　分　基　準

分担金の分割納付及び徴収延期の取消し又は期間の短縮は、分割納付又は徴収延期の承認を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、分割納付又は徴収延期を継続することが適当でないと認められるときに行うことができることとされている。

具体的には、条例施行規則別表第１（分割納付基準）又は別表第２（徴収延期基準）に定める基準に該当しないこととなった場合に、条例第５条第３項又は第６条第２項に規定する届出の有無、事情の変化の程度、この分担金徴収制度の趣旨、目的等を総合的に判断して行う。